

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

地方独立行政法人長野県立病院機構において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条に基づき、以下のとおり行動計画を策定、実施します。

第 1 目的

行動計画の策定・実施を通じ、職員が仕事と子育ての両立を図りやすい職場環境を整え、次世代を担う子どもたちの育成を支援することを目的とします。

第 2 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間を計画期間とします。

第 3 目標

- (1) 母性保護及び育児に関する休暇制度・勤務制度等の周知を行い、職場内の仕事と子育ての両立支援に対する意識向上を図ります。
- (2) 育児休業の取得を促進するとともに、男性が取得可能な育児にかかる特別休暇（男性の育児休暇、出産補助休暇）の取得率向上を図ります。
- (3) 年次休暇取得率を 50%以上とします。

第 4 取組内容・実施時期

- (1) 妊娠中及び出産後における休暇制度や勤務制度、育児休業や育児にかかる特別休暇、育児中の勤務制度に関するリーフレット等を作成し、対象となる職員や管理・監督の立場にある職員に対して配布し周知するとともに、職場内の仕事と子育ての両立支援に対する意識向上を図ります。（令和 3 年 4 月～）
- (2) 男女ともに安心して育児休業が取得できるよう業務上の配慮や代替職員の確保に努めます。また、男性が取得可能な育児にかかる特別休暇（男性の育児休暇、出産補助休暇）の取得を促進します。（令和 3 年 4 月～）
- (3) 年次休暇を取得しやすい体制整備に努めるとともに、定期的に職員の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得に努めます。また、家族の誕生日や結婚記念日、子どもの行事参加等のライフイベントに合わせた年次休暇の取得を奨励します。（令和 3 年 4 月～）
- (4) 子育て中の職員に対する配慮として、人事異動等においては、育児休業、育児短時間勤務、部分休業中の職員については、原則異動を行わないよう配慮にします。また、義務教育終了前の子どもがいる職員については、転居を伴う異動をできるだけ避けるとともに、可能な範囲で生活の本拠地を中心とした異動について配慮します。（令和 3 年 4 月～）